(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千葉市若葉区加曽利町一五五番一から同市若葉区加曽利町八五五番一地先まで	前	八・三〇～二八・七五メートル
	後	八・三〇～三三・五〇メートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 路線名　千葉市若葉区加曽利町一六一番四から同市若葉区加曽利町八五五番一地先まで

(二) 供用開始の区間　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

(三) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

(四) 供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日

○北陸地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　上市都市計画道路事業三・五・六号横越荒田線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県中新川郡上市町若杉字柳内戸及び字堺田

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曽越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九七番一まで	前	BA 六・七〇～一五三・〇〇メートル 一二・〇〇～二四三・〇〇メートル 二六・〇一〇〇キロメートル 一九・〇三〇〇	
	後	BA 六・七〇～一五三・〇〇メートル 一二・〇〇～二四三・〇〇メートル 二六・〇一〇〇キロメートル 一九・〇三〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡県駿東郡小山町中島字松ノ木田一一番二から同町中島字河原田一〇番三まで	前	一六・〇九～四五・九八メートル
	後	二三・三四～五三・五四メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 路線名　二百四十六号

(二) 供用開始の区間　静岡県駿東郡小山町中島字松ノ木田一三番一から同町藤曲字中丸二五〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(三) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

(四) 供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日十二時

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
姫路市苫編字鎗戸六二八番一から同市苫編字鎗戸五九五番四まで	前	五六・〇〇～六二・〇〇メートル
	後	五五・〇〇～六一・五〇キロメートル 〇・〇三五

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字平間一四五番から同町庄川字下垣内八三三番一まで	前	一三・二五～三四・五四メートル
	後	一一・六三～三四・五四キロメートル 〇・一三九

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千葉市若葉区加曽利町一五五番一から同市若葉区加曽利町八五五番一地先まで	前	八・三〇～二八・七五メートル
	後	八・三〇～三三・五〇メートル 〇・一四〇キロメートル 〇・一四〇

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 路線名　千葉市若葉区加曽利町一六一番四から同市若葉区加曽利町八五五番一地先まで

(二) 供用開始の区間　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

(三) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

(四) 供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日

○北陸地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　上市都市計画道路事業三・五・六号横越荒田線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　富山県中新川郡上市町若杉字柳内戸及び字堺田

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曽越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九七番一まで	前	BA 六・七〇～一五三・〇〇メートル 一二・〇〇～二四三・〇〇メートル 二六・〇一〇〇キロメートル 一九・〇三〇〇	
	後	BA 六・七〇～一五三・〇〇メートル 一二・〇〇～二四三・〇〇メートル 二六・〇一〇〇キロメートル 一九・〇三〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡県駿東郡小山町中島字松ノ木田一一番二から同町中島字河原田一〇番三まで	前	一六・〇九～四五・九八メートル
	後	二三・三四～五三・五四キロメートル 〇・〇〇九九

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 路線名　二百四十六号

(二) 供用開始の区間　静岡県駿東郡小山町中島字松ノ木田一三番一から同町藤曲字中丸二五〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(三) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

(四) 供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日十二時

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
姫路市苫編字鎗戸六二八番一から同市苫編字鎗戸五九五番四まで	前	五六・〇〇～六二・〇〇メートル
	後	五五・〇〇～六一・五〇キロメートル 〇・〇三五

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字平間一四五番から同町庄川字下垣内八三三番一まで	前	一三・二五～三四・五四メートル
	後	一一・六三～三四・五四キロメートル 〇・一三九

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦